

山下江法律事務所の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第70回

メンタルヘルス (1)

近年、過労や仕事上のストレスが原因で、労働者が精神面で体調を崩して就業が困難になるケースが増えています。

また、精神面の不調により、不幸にも自殺にまで至ってしまうケースも生じるなど、労働者の心の健康(メンタルヘルス)に対するケアが社会問題化しています。

そこで、今回からメンタルヘルスについて取り上げます。

メンタルヘルスとは「メンタルヘルス」という言葉の定義を定めた法令はありませんが、一般的に「精神的な健康」あるいは「心の健康」などと説明されています。

メンタルヘルスが注目されるようになったのは、現代社会での生活、特に職場での精神的ストレスを感じるが増えるに

つれて、労働者の心に不調を生じさせることが多くなってきたという背景があるといわれています。

厚生労働省が発表した「平成24年労働者健康状況調査」によると、労働者の60.9%が「現在の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がある」と回答しています。

また、過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者がいる」と回答した事業者の割合は8.1%に上っています。

そのような状況の中、精神障害等を理由とする労災請求件数も増加傾向にあります。

平成26年度には1456件の請求がなされ、うち497件で支給決定がなされており、いずれも過去最多の数字となっています。

メンタルヘルス不調による企業への影響

ひとたび労働者のメンタルヘルスが損なわれてしまうと、当該労働者の業務効率の悪化によ

り企業としての生産性が低下するほか、当該労働者の業務負担の軽減や配置転換といった人事措置の必要に迫られる場合もあります。

また、休職や退職に至る場合には代替人員の補充が必要になりますし、休職者、退職者の役割や能力によっては、穴を埋めることができず、結果として大きな損失を生んでしまう可能性もあります。

さらに、企業としてのメンタルヘルスへの対応が不十分であると、場合によっては労働者との訴訟問題に発展することもあります。

その他、企業内部においては、労働者全体の士気の低下を招くおそれがありますし、対外的には、企業イメージの悪化という影響をもたらすおそれもあります。

以上のように、労働者のメンタルヘルスの低下は、企業に対して有形無形の大きな影響を及ぼす可能性があります。

メンタルヘルス対策の重要性
企業が生産性の維持、向上を

図るためには、個々の労働者が身体面だけでなく、精神面においても健康を保ち、自身の能力を十分に発揮できるような環境を企業として整備していかねればなりません。

また、対外的な企業イメージや社会的信用の向上の観点からも、仕事の原因で労働者が精神面に不調を来さないように、企業として十分に配慮する必要があります。

このように、企業にとって、労働者のメンタルヘルス対策は積極的に取り組むべき重要な問題といえます。



田中伸山
山下江法律事務所、
副所長・
弁護士
弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、交通事故被害(損害賠償請求)。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上/丁堀 4-27 上/丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江

山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

- ☑契約書チェック ☑債権回収 ☑労務問題など

企業法務専門サイトあります 山下江 検索
<http://www.hiroshima-kigyo.com>

- ◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！
- ◆債務整理、交通事故：着手金¥0-



予約電話受付 平日 9~19時 土曜 10~17時
相談予約専用フリーダイヤル
なやみよまるく
0120-7834-09